

京都市地球温暖化対策条例の  
見直し及び  
次期京都市地球温暖化対策計画の  
策定について

# 本日も議論いただきたい事項

## 京都市地球温暖化対策条例の改正及び次期京都市地球温暖化対策計画の策定に向けた考え方の中間とりまとめ

### 1 2050年に向けた今後の取組，対策方針の大枠

○ 地球温暖化を取り巻く状況や取組経過などの背景，これまでの議論等を踏まえ，以下の内容について，現時点での考え方としてとりまとめ

- ・ 2050年に実現を目指す姿： 長期目標，進め方と実現の道筋
  - ・ 2030年度までの方針： 削減目標，条例及び計画見直しの考え方  
緩和策と適応策の取組方針
- } 今後の方針の大枠

➡ 本日もご意見も踏まえ，来年度末の計画策定に向けて引き続き検討していく。

### 2 条例改正検討項目の概要案

○ 条例改正を検討する項目と方向について，現時点の検討状況の概要をとりまとめ

➡ 本日もご意見や，京都府・関係事業者団体等との協議を踏まえつつ，改正項目内容の検討を深め，次回委員会で改正骨子案を取りまとめていく。

# 1 2050年に向けた 今後の取組，対策方針の大枠

# 2050年に実現を目指す姿（長期目標）

## ◆ 2050年に実現を目指す姿

自然との共生の中で育んできた生活文化・ライフスタイルを軸に、社会・経済システムの脱炭素化が生活の質の向上や経済発展と共に達成されているとともに、気候変動に適応したまちづくりが展開されている、世界の持続可能な都市のモデルとして地球規模で貢献する 「未来の世代が夢を描ける豊かな京都」

2050年までにCO<sub>2</sub>排出量正味ゼロの達成

京都宣言に掲げる「2050年の世界の都市のあるべき姿」の実現

### <2050年の世界の都市のあるべき姿>

- ・ 自然との共生が実現している。
- ・ 市民の価値観やライフスタイルの転換が進んでいる。
- ・ 持続可能社会を構築する「担い手」が育成されている。
- ・ 技術革新と同時に、気候変動による影響への適応策が十分に進んでいる。
- ・ 循環型社会が構築されている。
- ・ 都市によるエネルギー自治が実現している。
- ・ 都市交通システムの高度化により、環境負荷の低減と利便性の向上が両立している。
- ・ 社会問題の平和的解決に貢献している。

# ◆ 進め方

## ■ 地球温暖化対策を通じて豊かな京都を実現する

京都市の社会的・経済的な種々の課題との同時解決を図る、京都の将来を豊かにする地球温暖化対策を展開していく。

## ■ オール京都で取り組む

市民，地域，事業者，大学，NPO，京都府など，あらゆる主体と協働しながら一体となり行動していく。

## ■ 対策を進化させる

これまでの対策の延長だけでは達成できないという認識を強く持ち，最新の知見を収集し，新たな技術や制度，仕組みを導入するなど，対策を常に進化させていく。

## ■ 日本全体・世界との連携の強化

先進的な取組を創出し，国内外で積極的に発信することで，世界の脱炭素化を京都がリードするとともに，国内の自治体間での取組レベル連携の推進や，成功事例の積み重ねなどを行うことにより，国の制度の転換を促していく。

## 【推進体制】

これまでの推進体制に加えて，未来を担う若者を中心に，地域や産業界，大学をはじめ，京都だからこそできる多様な主体の参画の下，知恵の結集を図るとともに，国や国内外の自治体等と脱炭素社会を見据えた連携を構築していくことなどを通じて，2050年の目指す姿を実現していく。

# ◆ 実現への道筋

■ バックキャストで2030年度目標を設定し,  
その達成に向けてあらゆる可能性を追求し,  
着実な削減を図る。

■ 同時に, 着実な削減に加え, 加速的な削減につながる 社会・経済の転換を見据えた施策の実施と, そのための 仕組みづくりを早期から進める。

常に追加対策を検討し, 進化させる

## 着実な削減を図る施策

- ・ 網羅的な対策の実施
- ・ 既存の取組の徹底した深掘りなど

プラスアクション

2030

温室効果ガス (2013年度比)  
▲40%以上  
(CO<sub>2</sub>▲45%以上)

## 社会・経済の転換を見据えた施策

- ・ イノベーションの社会実装
- ・ 新たな制度の普及
- ・ 脱炭素型のライフスタイルの定着 など

現在

プラスアクション

2050年

CO<sub>2</sub>排出量正味

ゼロ



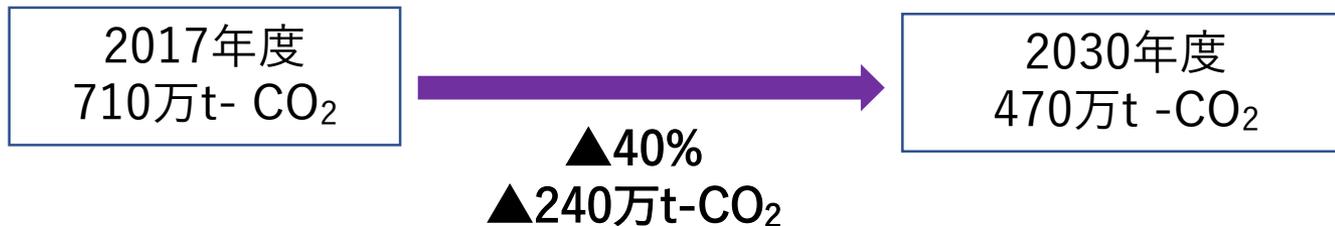
- エネルギー消費量: **ピーク比▲40%**(現状▲26%)
- 消費電力に占める再エネ比率: **35%**(現状15%)

# 2030年度までの方針

## ◆ 2030年度までの目標

**2030年度までに  
2013年度※比で温室効果ガス排出量40%以上削減**  
(CO<sub>2</sub>排出量45%以上削減)

※ 基準年度については、現行の「1990年度」から、国や多くの他都市が採用している「2013年度」に変更（京都府も同じ）  
(現行の1990年度比▲40%は、2013年度比では▲40.6%であり、ほぼ同水準)



(取組の目安)

- 2017年度比省エネ20%程度以上（ピーク時比▲40%以上）
- 消費電力に占める再エネ比率概ね35%程度以上に

## ◆ 条例改正の方針

- ・ 気候危機の時代に入り，脱炭素社会の実現に向け行動することを明確に示すため，条例の前文を改めるとともに，適応策を新たな柱に位置付けるほか，義務規定の強化や，各主体の責務等について見直しを行う。

⇒ 見直し内容は「2 条例改正検討項目の概要案」を参照

## ◆ 計画策定の方針

- ・ 都市経営の根幹を担う計画として，次期京都市基本計画や関連する個別計画と連携するとともに，各行政分野においても環境の視点を踏まえた取組を一体的に進め，京都宣言の実現，SDGsの達成とレジリエンスの向上，地域循環共生圏の構築を図るため，「環境基本計画」，「循環型社会推進基本計画」，「生物多様性プラン」と目指す姿や取組の方向性等について共有する。
- ・ 計画期間は2030年度までとし，毎年度，各施策の課題分析と見直しの徹底をはもとより，それを踏まえた追加対策（プラスアクション）についても進捗を管理することで，計画を着実に進化させ，削減目標の達成を図っていく。

# ◆ 温室効果ガス排出抑制・吸収源対策（緩和策）

## 取組方針

- 2050年CO<sub>2</sub>排出量正味ゼロの実現のためには、社会・経済の“**大転換**”が不可欠である。
- その実現に向け「市民力・地域力」「文化」「自然」など京都が培ってきた資源を、「未来の担い手の育成」や「イノベーションの促進」と結びつけることにより、社会と経済の基盤である「**ライフスタイル**」・「**ビジネス**」・「**エネルギー**」・「**モビリティ**」の**4つの分野の転換**を生み出す。

※ 項目ごとに今後指標設定を検討  
※ エネ消費と排出量の削減は2017年度比

### ■ **ライフスタイルの転換**

家庭部門  
エネ消費 ▲24.7%  
【排出量▲45万t-CO<sub>2</sub>】

様々な主体の参画の下、オール京都で脱炭素ライフスタイル像を創造・共有していくとともに、無関心層へのアプローチの強化や、エシカル消費などの環境に配慮した行動の普及を進める。

### ■ **エネルギーの転換**

消費電力再エネ比率  
：35%程度に  
【排出量▲125万t-CO<sub>2</sub>】

徹底した省エネや再エネの飛躍的拡大に向け、あらゆる対策を講じるとともに、地域での自立分散型の電力システムのモデル的な導入や、地域間連携等による再エネ事業など、原子力に依存しない、再エネの主力電源化に向けた仕組みづくりに取り組む。

### ■ **ビジネスの転換**

産業・業務部門  
エネ消費 ▲13.9%  
【排出量▲35万t-CO<sub>2</sub>】

事業活動での更なる省エネ・再エネの徹底のほか、環境の取組を推進する企業が評価され、自立的な対策が進むような仕組みづくり、産学公でのイノベーションの創出と、その社会実装を進める。

### ■ **モビリティの転換**

運輸部門  
エネ消費 ▲23.0%  
【排出量▲35万t-CO<sub>2</sub>】

自家用車依存の更なる低減に向け、公共交通の利便性向上、新たな交通システムの導入に向けた研究などを進めるとともに、次世代自動車の新たな普及の仕組みの構築、地産地消の推進等による物流の環境負荷低減を進める。

# ◆ 気候変動影響への対策（適応策）

## 取組方針

市民・事業者への適応の観点の浸透を図るとともに、長期的な視点を持ち、分野に応じた効果的なアプローチで対策の充実を図り、気候変動に適応するまちづくりへの転換を目指す。

### ■ 位置付けの強化

適応策を条例に新たな柱として位置付けるとともに、次期地球温暖化対策計画を気候変動適応法において都道府県・市町村に策定が努力義務とされている「地域気候変動適応計画」として位置付ける。

### ■ 対策の方向性

- ・ 関連する様々な主体との更なる連携を図り、取組体制を強化する。
- ・ 時間的・空間的な広がりを考慮し、幅広い主体（観光客、留学生、将来世代等）への影響を想定する。
- ・ 長期的な視点を持ち、「どういった影響」が「いつ顕在化する」かを勘案する。
- ・ 地域の気候変動の影響の分析や情報収集等を行う拠点として、京都における「地域気候変動適応センター」を、京都府との合同で設置（令和3年度中）し、大学・研究機関や企業等との連携の下、センターの機能を活用した取組を展開する。

## 2 条例改正検討項目の概要案

# 条例見直しの考え方

- 2050年CO<sub>2</sub>排出量正味ゼロとなる脱炭素社会の構築には、あらゆる主体により、「気候危機」であることの認識と目指すべき目標を共有して、具体的に行動していくこと、また、経済・社会の仕組みを含め、様々な転換を実現していくことが必要となる。
- 京都市では、地球温暖化対策を行政・市民・事業者などあらゆる主体の行動により進めていくため、削減目標や各主体の責務等を、条例の形で明らかにしている。  
気候危機の認識と2050年CO<sub>2</sub>排出量正味ゼロという長期目標、また、バックキャストで考える中間目標を条例に記載することにより、各主体が具体的に行動していくための到達点を共有する。
- その上で、様々な転換を見据えて、市民・事業者にこれまで以上に取り組んでいただく必要がある事項や、京都市が推進すべき取組について、条例で明確にする。
- また、既に気候変動の影響が出ており、気温上昇を1.5°Cに抑えられた場合においても、一定の影響は生じることから、適応策を着実に講じていくために、条例に位置付け、対策の強化を図る。

# 削減目標（前文，第3条）

- 「1.5°Cを目指す京都アピール」を踏まえ、  
長期目標として2050年までのCO<sub>2</sub>排出量正味ゼロを示す
  - 長期目標の達成に向けた中期目標（2030年度）については、
    - ・ 2050年CO<sub>2</sub>排出量ゼロからバックキャストで考える
    - ・ 費用対効果を踏まえつつ，市民や事業者が着実に進めることができる最大限の対策を進める。
    - ・ 常に追加対策を検討し，取組を進化させる。
- の3つの観点を踏まえた削減目標を設定する。

## 現行

- ・ 前文において長期的に1990年度比で80%以上削減を規定
- ・ 2030年度までに，温室効果ガス排出量を1990年度比で40%削減
- ・ 2030年度目標を達成する当面の目標として，2020年度までに1990年度比で25%削減

## 見直し案

- ・ 長期目標として，2050年までにCO<sub>2</sub>排出量正味ゼロ
- ・ 中期目標として，2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度※比で40%以上削減（CO<sub>2</sub>排出量45%以上削減）

※ 1990年度から部門ごとの内訳など，排出状況が大きく変わっていることから，より現状に近く，国や多くの自治体が採用している2013年度を新たな基準年度とする。

# 2050年CO<sub>2</sub>排出量正味ゼロに向けた規定整備①

2050年CO<sub>2</sub>排出量正味ゼロに向けては、これまでの延長にとどまらない取組が必要であることから、ライフスタイルやビジネススタイル、エネルギーシステム、モビリティにおける転換を見据えて、各主体の責務、市の施策や市民・事業者の取組を規定する。

- ・ 特に、2050年もストックとして残る建築物について、市民・事業者において主体的に省エネ化や再エネの設置を進めるための取組を規定する。
- ・ また、市民・事業者による再生可能エネルギーの利用を促進し、エネルギーの脱炭素化を推進するための取組を規定する。
- ・ 更に、観光都市・京都の特徴である年間5,000万人以上の観光旅行者や学生などの滞在者による取組を規定する。
- ・ 上記に加え、市役所が率先して実施する必要がある取組を規定する。

# 各主体の責務（第4条～第7条）

## ○ 本市の責務 （★は追加を検討する項目）

脱炭素社会の実現に向けた進め方（5ページ）の内容を踏まえ「対策を進化させる」と「日本全体・世界との連携の強化」を本市の責務として追加する。

- ・ 地球温暖化対策計画の策定・実施すること
- ・ 市民、事業者等の参加促進、意見の反映、活動推進に必要な措置を行うこと
- ・ 本市の事業における、地球温暖化対策への措置を行うこと

**★ 先進的な事例の収集等を行い、常に対策の進化を図ること**

**★ 国への提案や国内外の自治体との連携による、制度変革の働きかけを行うこと**

## ○ エネルギー供給事業者の責務

本市の温室効果ガス排出量の約9割はエネルギー由来であり、更なる削減とCO<sub>2</sub>排出量正味ゼロの達成には、供給側の役割が極めて重要であることから、新たな責務を追加する。

- ・ 地球温暖化対策の促進のために必要な情報を、本市に提供すること
- ・ 他の者の地球温暖化対策の実施に積極的な役割を果たすこと

**★ 供給するエネルギーの低炭素化、脱炭素化を推進すること**

## ○ 観光旅行者及び滞在者の責務

観光客の増加が続く中で、環境と観光の両立を図っていくため、観光旅行者に対する新たな責務を追加する。

- ・ 他の者の地球温暖化対策に協力すること

**★ 滞在中においては、地球温暖化対策に取り組むこと。**

# 重点施策（第10条第1項）

- 脱炭素社会の実現には、社会・経済の“大転換“が不可欠であることから、社会と経済の基盤である「ライフスタイル」・「ビジネス」・「エネルギー」・「モビリティ」の4つの分野の転換を生み出すことを目指し、既存の重点施策の強化と新たな施策の追加を行う。

（★は追加を検討する項目）

## ■ ライフスタイルの転換

- ・ 日常生活における省エネの促進
- ・ 建築物に係る省エネの促進
- ・ 環境物品等の情報提供，優先購入促進
- ・ 農林水産物の地産地消の促進
- ・ 環境と調和のとれた食生活の啓発
- ・ 廃棄物の発生抑制及び再使用，徹底した減量化
- ・ カーボン・オフセットの促進
- ・ 環境教育の促進
- ・ 観光旅行者その他の滞在者への啓発

★ 若者をはじめ，様々な主体との脱炭素型の生活や社会の在り方の議論の促進

## ■ ビジネスの転換

- ・ 事業活動における省エネの促進
- ・ 建築物に係る省エネの促進
- ・ 環境マネジメントシステムの普及
- ・ 環境物品等の情報提供，優先購入促進
- ・ 森林整備及び森林資源利用促進
- ・ 廃棄物の発生抑制及び再使用，徹底した減量化
- ・ カーボン・オフセットの促進
- ・ イノベーションの促進
- ・ 環境産業の育成及び振興

★ 金融分野における取組の促進

★ 地域循環共生圏の観点からの取組の促進

# 重点施策（第10条第1項）

（★は追加を検討する項目）

## ■ エネルギーの転換

- ・ 再生可能エネルギー利用促進
- ・ 建築物における再生可能エネルギーの活用
- ・ 廃棄物からのエネルギー回収の最大化

★ 他地域と連携した再エネの供給拡大

★ 分散型エネルギーシステムに関する調査・研究

## ■ モビリティの転換

- ・ 公共交通機関の利用促進
- ・ 交通需要管理施策
- ・ 貨物の効率的な輸送の促進
- ・ エコカー，次世代自動車の普及の促進
- ・ アイドリングの防止
- ・ カーシェアリングの促進

★ 徒歩及び自転車利用の推進

★ 新たな交通システムに関する調査・研究

## ■ その他

- ・ 市民・事業者・環境保全活動団体への情報提供，人材育成，助成
- ・ 国，他の自治体，環境保全活動団体等との連携，国際協力
- ・ 経済的措置に関する調査・研究

# 事業者、市民及び観光旅行者等による地球温暖化対策（第11条～第21条）

- 市民，事業者と一体となった対策を進めていくため，内容を追加する。（★は追加を
- 観光による影響を踏まえ，観光旅行者等の取組を強化し，環境と観光の両立を図る。検討する項目）

## 市民の取組

## 事業者の取組

## 観光旅行者等の取組

- 再エネの優先的利用 ⇒ ★再エネ設備の設置，★再エネ比率の高い電力メニューの選択
- 省エネの推進（エアコン，照明器具の適切な使用など）
- 新築（又は増築）する建築物の省エネ化
- ★ 建築物のリフォームの際の省エネ化
- ★ 建築物の借りる際の省エネ性能の高い物件の選択
- 環境マネジメントシステムの導入
- 低炭素型電気製品，ガス器具等の優先的使用及び適切な使用
- 低炭素型製品等の提供とその適正利用の情報提供，環境産業の振興
- 徒歩や公共交通機関，自転車の優先的な選択
- 従業員の通勤における徒歩や公共交通機関，自転車の優先的な選択の推進
- 自動車の適切な使用，アイドリングの防止，エコカーの購入，レンタル利用努力，カーシェアリングの利用
- 建築物及びその敷地の緑化の推進
- 地産地消の促進その他の環境と調和のとれた食生活
- ごみの発生抑制及び再使用，徹底した減量化の推進
- 従業員の環境教育
- ★ フロン対策

- ★ 滞在期間中の省エネの推進
- ★ 滞在期間中の徒歩や公共交通機関，自転車の優先的な選択
- ★ 滞在期間中の地産地消の促進  
その他の環境と調和のとれた食生活

環境に良いことをする日を定め，環境に配慮した行動を率先して実行

# 京都市の率先実行（第10条第2項）

- 2030年度の中期目標，2050年二酸化炭素排出量正味ゼロの達成に向けては，本市が市民，事業者の先頭に立った対策を進めていく必要があることから，率先して取り組むべき施策の強化を図る。
- 施策の具体的な取組については，地球温暖化対策推進法に基づき策定している「[京都市役所CO<sub>2</sub>削減率先実行計画\\*](#)」に反映していく。

※ 同計画も計画期間が2020年度までであることから，現在，次期計画の策定の検討を進めている。

## 本市が率先して取り組むべき施策

（★は追加を検討する項目）

- ・ 「京都市役所CO<sub>2</sub>削減率先実行計画」の推進
- ・ 環境マネジメントシステムの構築及び推進
- ・ 環境物品等の調達
- ・ 再生可能エネルギー由来の電力調達の推進
- ★ 電力のすべてを再生可能エネルギー由来にするための検討
- ・ 公共事業の実施に伴う地球温暖化の防止のために必要な施策
- ・ 公共施設や市営住宅等における，省エネの促進，再生可能エネルギー設備の設置，地域産木材の利用及び緑化の実施
- ★ 公共交通における温室効果ガス排出の抑制のための施策
- ★ 公用車における温室効果ガス排出の抑制のための施策
- ★ 事務事業の実施に伴う適応策の推進のための施策
- ・ 前各号に掲げるもののほか，温室効果ガスの排出の抑制等のための施策

## 2050年CO<sub>2</sub>排出量正味ゼロに向けた規定整備②

2050年CO<sub>2</sub>排出量正味ゼロに向けては、2050年もストックとして残る新築建築物についての対策と、市内のCO<sub>2</sub>排出量の過半を占める事業者における対策が重要となることから、義務規定による推進を図る。

- ・ 新築建築物については、市内での再生可能エネルギーの生産をより一層拡大するため、再生可能エネルギーの設置義務を、対象の拡大も含めて大幅に強化する。
- ・ 事業者については、2050年CO<sub>2</sub>排出量正味ゼロに向け、更なる対策が必要であることから、大規模排出業者に課している「事業者排出量削減計画書制度」を強化するとともに、この制度の対象外の事業者についても、広く対策を進めていく必要があることから、エネルギー消費量等に関する報告書制度を新設する。

# 事業者に関する義務規定（第22条～第34条）

対象	内容
<p><b>【強化】</b> 特定事業者</p> <p>・年間エネルギー消費量 原油換算1,500 kL以上</p> <p>・トラック100台又は バス100台以上、タク シー150台以上、鉄道 150両以上を保有</p> <p>・エネルギー使用以外の 温室効果ガス排出量 3,000トン以上</p>	<p>○ 事業者排出量削減計画書制度 <u>【詳細は23ページ】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は温室効果ガス排出量削減の計画書及び報告書を提出。</li> <li>市は計画書に沿った進捗管理や、効果的な削減方法の支援等を行いながら、事業者ごとに評価（SABCDの5段階）する。</li> <li>評価基準の1つとして「目標削減率」を部門別に設定。</li> </ul> <p>⇒ <u>◆ 目標削減率を引き上げる。</u> <u>◆ 昨今の、事業者による地球温暖化対策を巡る制度や仕組みを踏まえ、多様な対策を評価する。</u></p> <p>○ ISO14001やKESなどの環境マネジメントシステムを、本社や排出量が最も多い事業所等で導入。</p> <p>⇒ <u>導入後の活用を促すため、活用状況を把握できるよう、運用を強化。</u></p> <p>○ 新車を購入する際には、本市が定める基準を満たすエコカーを、購入台数の50%以上とする。</p> <p>⇒ 現行の義務内容を継続するが、<u>京都市のエコカー基準を見直し、より燃費性能等の高い自動車の導入を促進する。</u></p>
<p><b>【新設】</b> 中規模事業者</p>	<p>○ エネルギー消費量報告書制度（仮称） <u>【詳細は24ページ】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は<u>エネルギー消費量や省エネの取組等の報告書を提出。</u></li> <li>市は報告内容を取りまとめ、<u>自発的な省エネ行動を誘導する内容を盛り込んだフィードバック等を行う。</u></li> </ul>

# 事業者に関する義務規定（第22条～第34条）

対象	内容
<p><b>【維持】</b>            特定家電※販売者</p> <p>（※ エアコン，照明，            テレビ，冷蔵庫，            電気便座）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 販売時にエネルギー効率等（家電の省エネラベル）の表示</li> <li>○ 省エネ性能等の説明</li> </ul> <p>⇒ <u>省エネ家電の普及の有効なツールとして活用されていることから、            現行の義務内容を継続する</u></p>
<p><b>【維持】</b>            自動車販売事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新車購入者への自動車環境情報の説明</li> <li>○ エコカー販売の努力義務</li> <li>○ エコカー販売実績の報告</li> </ul> <p>⇒ 現行の義務内容を継続するが、<u>京都市のエコカー基準を見直し、            より燃費性能等の高い自動車の販売を促進する。</u></p>
<p><b>【新設】</b>            小売電気事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小売電気事業者報告書制度（仮称）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者は<u>電源構成やCO<sub>2</sub>フリープランの有無等を報告。</u></li> <li>・ 市は報告内容を取りまとめ、<u>電力の低炭素化や低炭素な電力への契約転換の検討の促進</u>のために必要な情報について公表する。</li> </ul> </li> </ul>

# 事業者に関する義務規定（第22条～第34条）

## ○ 事業者排出量削減計画書制度の見直し【京都府と共通】

### (1) 目標削減率の引き上げ

2030年度の削減目標、2050年CO<sub>2</sub>排出量正味ゼロの達成は、あらゆる主体が取組を進めていく必要があるが、対象事業者（139者）のトータルの排出量が市域全体の排出量の約4分の1を占め、とりわけ重要な役割を担うという認識の下、別途指針で定める、**目標削減率を引き上げる**。

（現行は、3年平均で業務部門▲3%、産業部門▲2%、運輸部門▲1%）

### (2) 評価の内容の見直し

国の制度の改正や、RE100やSBTなどのイニシアチブの普及など、事業者を取り巻く地球温暖化対策の動向を踏まえ、取組メニューの拡充\*等、評価内容の見直しを行う。

- ※ ・ 再生可能エネルギーを活用した取組
- ・ サプライチェーン単位での削減 など

⇒ **事業者団体等との協議を進め、引き続き検討していく。**

# 事業者に関する義務規定（第22条～第34条）

## ○【新設】中規模事業者のエネルギー消費量報告書制度（仮称）

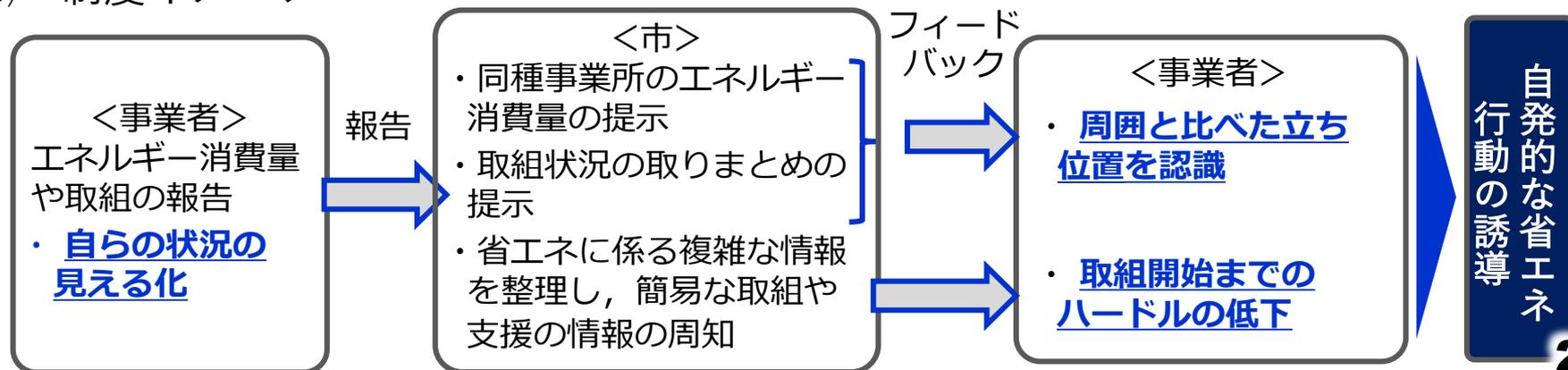
### (1) 背景

- ・ 中小事業者は本市事業者の約99.7%、産業・業務部門の排出量の約6割を占めており、更なる削減には対策の底上げが不可欠である。
- ・ 対象事業者数を踏まえ、事業者自らのエネルギー消費実態の把握と省エネの取組につながる情報のフィードバックにより、事業者の自発的な省エネ行動を誘導するための施策として、エネルギー消費量報告書制度を創設する。

### (2) 対象

- ・ 産業・業務部門のエネルギー消費量の大部分は建築物の使用によるものであり、また、延床面積の増加に伴いエネルギー消費量も増加することから、延床面積1,000㎡以上の事業所を所有する事業者（中規模事業者）対象として想定する。
- ・ これにより、事業者排出量削減計画書制度の対象を除くと、約1,600件が対象となる。（業務・産業部門のエネルギー消費の約4割程度の把握を見込む。）

### (3) 制度イメージ



# 建築物に関する義務規定（第35条～第55条）

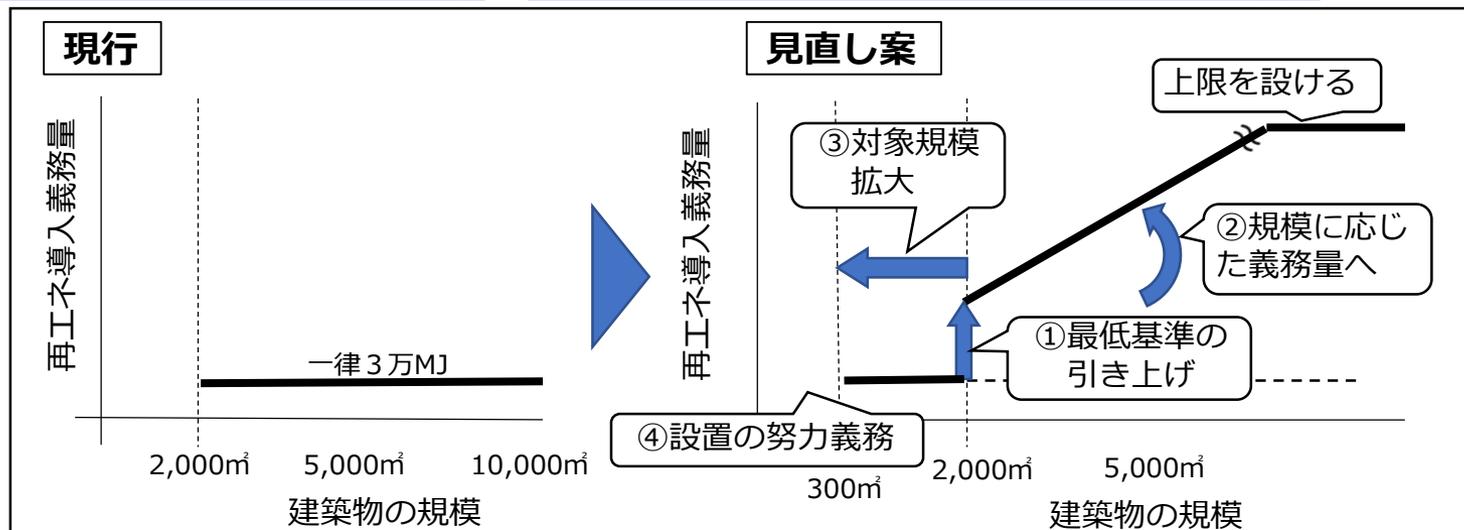
対象	内容
<p><b>【強化】</b></p> <p>特定建築物</p> <p>※ 延床面積 2,000m<sup>2</sup>以上</p>	<p>○ 建築物排出量削減計画書の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省エネ性能の向上を図るための措置についての検討結果の提出</li> </ul> <p>⇒ <u>実施可能な措置の検討を促すよう、運用の改善を図る。</u></p> <p>○ 省エネも含めた京都らしい建築物の需要面からのアプローチを図るため、CASBEE京都の評価結果を、工事現場及び販売広告への表示</p> <p>⇒ <u>市民・事業者への伝わりやすさを向上するため、表示方法等の改善を図る。</u></p> <p>○ 再生可能エネルギーの導入（一律最低基準3万MJ） <b>【詳細は26ページ】</b></p> <p>⇒ <u>◆ 設置量の最低基準の引き上げ</u>  <u>◆ 規模に応じて設置量を変動</u>  <u>◆ 中規模建築物（300～2,000m<sup>2</sup>）にも義務を拡大</u>  <u>◆ 建築士による再エネ設置の情報の提供義務を新設</u></p> <p>○ 一定量以上の地域産木材の利用</p> <p>⇒ <u>見える場所への利用を促し、景観への好影響による木材需要の喚起を図るため、使用箇所を建築物内のみならず敷地内に拡大するなど、運用の改善を図る。</u></p>
<p><b>【運用改善】</b></p> <p>特定緑化建築物</p> <p>※ 敷地面積 1,000m<sup>2</sup>以上</p>	<p>○ 一定面積以上の緑化の実施</p> <p>⇒ <u>適応の観点も踏まえ、樹木の植栽による日陰の創出や雨庭の設置など多様な効果を得られる方法を検討できるよう、運用の見直しを図る。</u></p>

# 建築物に関する義務規定 (第41条)

## ○ 再生可能エネルギー導入義務の強化

### (1) 導入の拡大【京都府と共通】

現在の対象である大規模建築物については導入義務量を引き上げる(①②)とともに、中規模建築物への対象拡大(③)、小規模建築物への導入努力義務の新設(④)を行う。



### (2) 建築士からの働きかけの強化

建築士からの提案内容が、「導入するかどうか」、「どのくらいの容量を導入するか」に大きく影響を与えることから、次の2つの観点の情報提供の義務を建築士に新たに課す。

- **大規模・中規模**：設置義務がある中で、導入義務量に留まらず、それ以上の容量の設置の促進を図るため、最大設置可能量の提示などを行う。
- **小規模**：設置は努力義務である中で、設置の促進を図るため、環境面や防災面などの設置のメリットの提示などを行う。

# 建築物に関する義務規定（第41条）

## < 義務内容の整理 >

	現行規定	見直し案	
大規模 (2000㎡以上)	一律3万MJ以上の設置義務 (太陽光発電では3~4kw相当)	<ul style="list-style-type: none"><li>設置量の最低基準の引き上げ</li><li>規模に応じて設置量を変動</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>建築士による情報の提供義務を新設</li></ul>
中規模 (300~2,000㎡)	—	<ul style="list-style-type: none"><li>設置義務を新設</li></ul>	
小規模 (300㎡未満)	—	<ul style="list-style-type: none"><li>設置の努力義務を新設</li></ul>	

# 適応策の推進（第2条，第9条，第10条）

- 地球温暖化による気候変動の被害が顕在化し，今後，拡大する可能性もあることから，温室効果ガス排出量の削減を図る「緩和策」に合わせて，気候変動の影響の回避・軽減を図る「適応策」について，条例で明確に定義する。

## 地球温暖化対策

温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の地球温暖化の防止を図るための施策又は取組並びに地球温暖化によってもたらされる悪影響の防止及び軽減その他の地球温暖化への適応を図るための施策又は取組をいう。

- 地球温暖化対策計画において定める事項に，適応策を進めていくことを追加し，緩和策と並ぶ柱として取組の推進を図る。

地球温暖化対策計画には，次の掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地球温暖化対策計画の実施期間，温室効果ガスの総排出量の削減目標  
その他地球温暖化対策に関する基本方針
- (2) 温室効果ガスの総排出量の削減に関する具体的な施策
- (3) 地球温暖化によってもたらされる悪影響の防止及び軽減に関する具体的な施策
- (4) その他地球温暖化対策を推進するために必要な事項

- 重点施策としても，適応策を位置付けることで，適応策の推進を図る。

## ■ 適応策の推進

・ 市街地の緑化及び農地の適切な保全の推進

★ 文化や観光への影響に係る調査・研究

★ グリーンインフラに関する調査・研究

★ 災害時の再生可能エネルギーの活用

# 今後のスケジュール（予定）

時期		回	委員会での審議内容
令和元年度	7月30日	環境審議会（諮問）	
	8月30日	第1回	○ 現行条例及び計画の進捗 ○ 条例の見直し及び次期計画策定の方向性 など
	12月10日	第2回	○ 削減目標等の検討 ○ 義務規定の見直しの方向性の検討 など
	3月23日	第3回	○ 条例見直し及び次期計画策定に向けた中間とりまとめ案の検討
令和2年度	4月	<b>第1回</b>	○ 改正条例の骨子案の検討 ○ 次期計画の枠組みの検討
	5月	環境審議会（改正条例及び次期計画の骨子案の報告）	
	6月	条例改正案のパブリックコメント	
		第2回	○ 次期計画の骨子案の検討
	7月	第3回	○ 改正条例の答申案の検討 ○ 次期計画の答申案の検討
		環境審議会（改正条例に係る答申）	
	9月	<b>改正条例案の市会への上程</b>	
		環境審議会（次期計画に係る答申）	
	11月	次期計画案のパブリックコメント	
	1月	第4回	○ 次期計画の最終案の検討
3月	<b>次期計画の策定</b>		